

# 不法投棄

## 「不法投棄」や「野外焼却(野焼き)」は法律で禁止されています!

### 不法投棄

公園や河川敷、海岸などには空き缶や吸殻などのポイ捨てがされ、人目につきにくい山林、道路脇などには家電製品や自転車などの大型ごみが不法投棄されています。

「少しくらい…」 「めんどうだから…」 という気持ちで捨てられたごみは、街の美観を損ねるとともに生活環境を悪化させます。また、不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反をすると罰せられます。

市民の皆さんも、「不法投棄はしない!させない!許さない!」の気持ちを持って「ごみのないきれいな街づくり」を進めましょう。

**【罰則】**  
五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金、又はこの併科



### 要注意!

無許可業者への  
ごみ運搬・処分依頼

私たちは、ごみの運搬や処分をお願いする場合、法に基づいた許可業者への依頼が必要です。

なお、廃品回収業者を名乗り料金をもらって不法投棄をするケースもあり得ます。この場合、依頼者にも責任が問われ、高額な代償を支払うこととなりますので、注意してください。

### 野外焼却(野焼き)

家の庭先や畑、河川敷などのごみの野外焼却(ドラム缶による焼却、地面に穴を掘つての焼却も含みます)により、「くさい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いが付いて困る」などの苦情が多く寄せられています。

野外焼却は、煙や臭いで近隣の人に大変な迷惑をかけることとなります。また、構造基準を備えた焼却炉以外で焼却を行うと、ダイオキシンなどの有害物質が発生し、人の健康に悪影響を与える恐れが心配されています。

野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

で例外的に認められる場合を除いて、原則として禁止されており、違反すると罰せられます。市民の皆さんの協力で生活環境を守りましょう。

### 【罰則】

五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金、又はこの併科

(例外的に認められる焼却)

①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

【例】河川管理のために伐採した草木などの焼却

②震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却【例】災害時における木くずなどの焼却

③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却【例】どんど焼きなどの地域行事における門松、しめ縄の焼却

④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却【例】稲わら、枝木、漁網に付着した海産物の焼却

※注意 農作業で発生した「農業用廃ビニール」は野焼きすることは出来ません。

⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微

なもの【例】落ち葉焼き、たき火、キャンプファイヤーでの木くずなどの焼却。ただし、プラスチック類、ビニール類、紙類などの焼却は禁止

※「軽微な焼却」とは、煙や臭いなどが近隣の迷惑にならない程度の少量の焼却のことをいいます。

### 【注意事項】

例外的に認められる野外焼却であっても、生活環境上支障を与え、近隣から苦情のある場合は、改善指導の対象となります。

## 飼い犬、飼い猫の飼養には責任を持ちましょう!

道路、公園などの公共の場所や他人の土地に犬猫のフンが放置されているとの苦情が多く寄せられています。飼い主が責任を持って後始末をしましょう。犬の放し飼いはやめ、散歩中は確実に犬を制御できる人がリード(引き綱)をつけ、他人の歩行を阻害しないように努めましょう。

なお、市内においても咬傷事故(犬が人をかむ事故)もあり、犬の係留に気を付け、犬の登録や狂犬病予防注射を行い、犬の管理を徹底しましょう。

### 【愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例】

第8条(3) 飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させるときは、汚物を処理するため、の用具を携行するとともに、飼い犬が公園、道路その他の公共の場所においてふんを排泄(せつ)した場合には、直ちに当該ふんをその場所から除去すること。

第9条 犬の所有者又は占有者は、飼い犬を人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で係留しておかなければならない。

問い合わせ先 (抜粋)  
市役所保険環境課環境係 係・生活衛生係

☎ 24 2 1 1 1 (内線 157・158)

長浜支所市民福祉課 ☎ 52 1 1 1 1 (内線 56)

旭川支所市民福祉課 ☎ 34 2 3 1 1 (内線 221)

河辺支所市民福祉課 ☎ 39 2 1 1 1 (内線 153)



# 宝くじ助成事業

## （財）自治総合センター 宝くじ助成事業

### 地域づくり活動を支援します

平成19年度自治総合センター宝くじ助成事業により地域活動を実践する団体が、備品整備を行いました。

#### 上須戒自治会

【祭り用具整備：五ツ鹿備品整備】

地方祭行事のひとつとして上須戒地区で行われている五ツ鹿踊りの備品を整備しました。今後とも伝統文化活動を保存・維持するとともに、魅力あるまちづくり・明るい地域づくりに取り組みます。

#### 【整備した備品】

鹿頭、衣装、締太鼓、のぼりほか



#### 喜多山芸能保存会

【祭り用具整備：獅子舞・五ツ鹿備品整備】

喜多山芸能保存会は、喜多山地区に伝わる郷土芸能の継承、あわせてコミュニティづくり・青少年健全育成を目的として活動しています。今回の備品整備により、ますます充実した活動を行い、明るい地域づくりに努めます。

#### 【整備した備品】

獅子頭、面、締太鼓、鹿頭、衣装ほか



### 宝くじは豊かさ築くチカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

#### 宝くじ助成事業とは？

自治総合センターでは、住民の行うコミュニティ活動を支援しています。

助成の対象となるのは、社会福祉、社会教育、体育、環境保護その他公益の増進などに寄与する事業で、市や各コミュニティ組織、自主防災組織などが申請できます。

この助成事業の財源には、宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入が充てられています。

#### 【問い合わせ先】

市役所企画調整課企画係  
☎2111 (内線523)

## おおずの女性

〜輝いて〜

Vol.38

### 〜宇和島市女性団体連絡協議会と交流〜

大洲市女性団体連絡協議会・おおず女性塾では毎年合同で先進地視察研修を行っています。今年度は、宇和島市女性団体連絡協議会の方々と、昨年12月7日（金）に宇和島市役所で交流会を開催しました。

交流会では、自己紹介の後、宇和島市女性団体連絡協議会を構成している宇和島・吉田・三間・津島の各支部の活動報告がありました。続いて大洲市女性団体連絡協議会・おおず女性塾の活動状況について説明し、意見交換を行いました。

宇和島市女性団体連絡協議会は活動の共通テーマとして、「環境問題」に取り組みされており、その活動の具体的な内容について質問をしたり、大洲市女性団体連絡協議会の構成団体の行っている訪問介護の状況、会員の高齢化の問題など、普段活動を行っている中の疑問や問題視している事柄などについて、積極的な意見交換を行いました。

#### 【問い合わせ先】

市役所企画調整課男女共同企画係  
☎2111 (内線522、524)





◀大洲警察署長（右）と合意書を締結した大森市長

## 市営住宅などからの 暴力団排除に関する 合意書の締結

大洲市は1月10日(休)、市営住宅からの暴力団排除に関する合意書を大洲警察署と結びました。

大洲市では、平成17年8月に建設業からの暴力団排除に関する合意書を、また同19年1月にはその年の4月より開始した広報紙やホームページなどに掲載する広告事業や指定管理者制度についても合意書を締結し、暴力団などの介入を排除するための連絡協調体制をとっています。今回は、市営住宅などの適正な管理の確保を図るための合意書を結んだもので、既に締結している合意書と同じように、市営住宅への入居申込者または現入居者および同居者が暴力団員に該当する疑いがある場合に、市長が警察署長に照会を行えば、それに対して回答するなど情報交換を行うことができるほか、暴力団関係者とのトラブルが生じたり妨害などが予想される場合には、警察官の出動要請が可能となります。

### 「道路ふれあい月間」 標語募集

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護思想の普及に努めています。この行事の一環として、平成20年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く一般から募集します。

#### 募集テーマ

道路は、生活向上と経済発展に欠くことのできない国民共有の財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、ともに楽しく利用しましょう。

#### 応募資格

小学生以上

**応募方法** はがきに標語1点と氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業を記入、またはインターネットにて。

#### 送付先

〒110-0003  
東京都台東区根岸2-19-25  
ルート根岸ビル 道路広報センター  
平成20年度「道路ふれあい月間」推進標語募集係  
ホームページアドレス  
<https://ssl.jolls.co.jp/hyougo/index.html/>

#### 応募期間

3月31日(月) (当日必着)

#### 問い合わせ先

国土交通省道路局道路交通管理課  
☎03(5253)8111 (内線37423)

### クイナ 水鶏

ツル目クイナ科 大きさ29cm

### 大洲の野鳥

No. 38

川縁や休耕田の水溜りのあるところで「キョーツ、キョーツ」と時折鳴き、人前に姿を見せることはめったにない冬鳥です。今までに観察した限りでは、ものすごく音に敏感で、少しの物音でも素早く草むらに隠れ、時間が経つとあたりを警戒して、

また出てくることを繰り返してました。しかし、東大洲の田んぼのクリーク（水を送る堀）などで、ひょっこり出会えるところを見ると、案外人間社会のすぐそばで生活しているのかもしれません。現在の人間社会では、水際とか湿地はことごとく固められ、生き物の大事な住みかが失われていますが、人にも自然界からも歓迎される地域になればと思っています。

NPO法人  
かわうそ復活プロジェクト





## シリーズ後期高齢者医療制度

歌麿館  
企画展

# 斎藤清版画展

雪の景色

歌麿館では、2月1日から斎藤清版画展を開催しています。

斎藤清（1907～1997）氏は、福島県会津坂下町の出身で、戦前から版画、とくに木版画において、すばらしい作品を数多く手がけられており、サンパウロ・ビエンナーレで受賞して以後、日本を代表する作家として高い評価を受けるようになりました。また、平成7（1995）年には、長年にわたる美術界への貢献を認められ、文化功労賞に選ばれました。

今回歌麿館では、斎藤清氏の版画を愛好する方々のご好意により、版画作品展を開催することとなりました。

ぜひ、ご家族お誘い合わせの上、ご来館ください。斎藤清氏の版画作品のすばらしさなどについて感じていただければ幸いです。



WINTER IN AIZU YANAIZU



会津の冬 坂下 青木

### ■期間

2月1日（金）～4月30日（水）

### ■場所

歌麿館企画展示室

### ■時間

午前9時～午後5時

（入館は午後4時30分まで）

### ■休館日

火曜日（4月は休館日なし）

### ■入館料

（風の博物館と共通券）

一般500円（300円）

小中高250円（150円）

### ※（ ）は15人以上の団体

問い合わせ先

〒797-1505

大洲市肱川町予子林99-1

大洲市立肱川風の博物館

歌麿館

☎342181

FAX343966

## シリーズ

# 後期高齢者医療制度

No.9

75歳以上の方などへ

ことし4月から

「後期高齢者医療制度」が始まります。

ことし4月1日から、75歳以上の人などを対象として、新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」が始まります。

広報大洲では昨年7月号からシリーズでお知らせしてまいりましたが、今回は改めて、「後期高齢者医療制度」のポイントについてお知らせします。

1 対象者は、  
① 75歳以上の人  
② 65歳以上75歳未満で一定の障害がある人  
※65歳以上75歳未満で一定の障害がある人で、現在の老人医療制度に加入されている人は、申し出により後期高齢者医療制度の被保険者とならないことができます。

2 新たに後期高齢者医療の保険証が一人一枚交付されます。病院で受診する際には、必ず保険証を提示してください。なお、保険証はことし3月中旬に郵便でお送りします。

3 窓口での自己負担は現

在の老人医療制度と変わリません。

● 一般の人：1割負担  
● 現役並み所得のある人  
：3割負担

4 新しい制度では、高齢者の方々にも公平に保険料をご負担いただくこととなります。

保険料は被保険者一人ひとりに対して、その人の所得に応じて負担いただく部分（所得割額）と被保険者の皆さんに等しくご負担いただく部分（均等割額）との合計額となります。低所得者世帯に属する人については、所得に応じて均等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。なお保険料は年額50万円が上限となります。

年間18万円以上の年金を受給している人は、年金から保険料が天引きされます。（特別徴収）

年金額が年額18万円未満の人は、市に納付していただきます。（普通徴収）  
また、保険料と介護保険

料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える人は、市が普通徴収を行います。  
【被用者保険の被扶養者に対する軽減措置】  
75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人で、ことし3月31日または75歳の誕生日の前日に被用者保険（※国保は除く）の被扶養者となっている人の保険料については、ことし4月から9月までの6ヵ月間は無料となり、10月から来年3月までの6ヵ月間は、均等割額が9割軽減されます。

◎ 一昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の人については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、均等割額が5割軽減されることとなっており、今回の措置はそれに加えて行うものです。

### 問い合わせ先

○愛媛県後期高齢者医療広域連合  
松山市北条辻6番地（松山市役所北条支所2階）  
☎089（911）7733  
☎089（911）7735  
E-mail: info@ehime-kouiki.jp  
http://www.ehime-kouiki.jp/

○市役所保険環境課老人保険係  
☎242111（内線155）